

## 兵庫県社会福祉事業団の電力調達に係る仕様書

### 1 対象建物及び需要場所

- (1) 対象建物 別紙「対象施設一覧」のとおり
- (2) 需要場所 別紙「対象施設一覧」のとおり

### 2 業種及び用途 別紙「対象施設一覧」のとおり

### 3 仕 様

#### (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

- ア 電気方式
- イ 標準電圧（常時電力）
- ウ 計量電圧（常時電力）
- エ 標準周波数
- オ 受電方式
- カ 蓄熱設備
- キ 自家発電設備
- ク 蓄熱設備の有無と容量
- ケ 蓄熱調整特約の有無
- コ 高圧空調システム特約の有無
- サ 高圧電化厨房特約の有無
- シ 総合電化特約の有無

別紙「対象施設一覧」のとおり

#### (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力（契約上使用できる電気の最大電力をいい、  
30分最大需要電力計により計測される値が  
原則としてこれを超えないものとする。）
- イ 予定使用電力量

別紙「対象施設一覧」  
のとおり

#### (3) 契約使用期間

令和2年4月1日（水）0時から令和3年3月31日（水）24時まで

なお、契約を良好に履行していると認められる場合は、2回を限度に更新することができる。

- (4) 電力量の検針  
ア 自動検針装置  
イ 電力量計の使用
- (5) 需給地点
- (6) 電気工作物の財産分界点
- (7) 保安上の責任分界点
- 別紙「対象施設一覧」のとおり

(8) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(9) その他

- ア 力率は、契約期間中は100%を保持する予定。
- イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする一般電気事業者が定める特定規模需要供給条件又は、託送供給約款による。
- ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 入札価格の算定にあたっては、消費税率10パーセントを前提とした単価を用いることとし、消費税率引き上げに伴う単価変更については、落札者と別途協議の上決定する。
- オ 料金の請求は対象施設一括ではなく、施設ごとに分けて行うこと。(請求書の送付先は別途指定する。)
- カ この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定とする。